

### (3) 定款の変更に係る登記事項証明書の提出

定款変更の登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書を高槻市長に提出してください。

※定款変更が不要な住所の変更を行った場合に登記事項証明書の提出は不要ですが、高槻市からNPO法人に連絡したい事項があるときに必要ですので、文書やFAX等（様式の定めはありません）でお知らせください。

順 番	書 類 の 名 称	ペー ジ	部 数	チ ェ ッ ク
1	定款の変更に係る登記事項証明書の提出について (様式例)	110	1部	
2	登記事項証明書 (原本)		1部	
3	登記事項証明書 (コピー)		1部	

- \* 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。
- \* 郵送での提出も受け付けています。

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

## 定款の変更に係る登記事項証明書の提出について

1部提出

(宛先) 高槻市長

定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等

認証書に記載された認証日と文書番号を記入してください

令和 年 月 日付け

(添付書類)  
 登記事項証明書 (1部)  
 登記事項証明書の写し (1部)

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名  
 主たる事務所の電話番号 ( )

高槻市指令 第 号で認証を受けた  
 で届出の } 定款の変更に係る

登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、提出します。

登記事項証明書の原本 (1部)  
 及びその写し (1部) を添付してください